

夢の実現に向かって・・・



はじめに・・・



将来の夢や、
やってみたいと思う
ことはありますか？

高校・大学等への進学は
これからを考える
選択肢の一つです！



将来のことについて、
色々なイメージを
膨らませてみましょう！

みなさんを応援します！

将来やりたいことはありますか？

勉強してみたいことはありますか？

「将来こんなことをしたい！」という夢を持っている人、「まだ学生やしようわからんなあ」と思っている人、「家庭の事情もあるし早く働かんとあかん」と思っている人、さまざまだと思います。

事情がありながらも夢をかなえるために、高校、大学、専門学校に行きたいと思っている人は、あきらめる必要はありません。

この「夢の実現に向かって・・・(中高生向け支援ブック)」は、みなさんの夢を実現するため、進学・就職を応援する情報、生活保護制度で応援できること、守ってほしいことなどを案内しています。

あなたの未来には、たくさんの可能性があります。

この冊子を手にとって、将来に向けての準備を始めてみましょう！

東大阪市生活保護関係職員一同

もくじ

【主に中学校に在籍している方へ】

- 1 中学校卒業後の進路について考えよう・・・・・・・・・・ 5
- 2 高等学校等への進学に必要な費用は？・・・・・・・・・・ 6
- 3 高等学校等就学費について・・・・・・・・・・ 7
- 4 高等学校等就学費申請手続きについて・・・・・・・・・・ 8
- 5 学習支援費（クラブ活動費等）について・・・・・・・・・・ 9

学習と交流ができ、安心して過ごせる居場所があります！

東大阪市では、主に中学生の皆さんに学習と交流の場を提供するため、学習支援事業を実施し、子どもの明るい未来をサポートしています。

- ・ **大学生による悩み相談や進路相談**
 - ・ **本人に合わせた学習支援や宿題サポート** など
- 様々な支援を実施していますので、興味のある方はぜひご参加ください。



詳しくはP.23をみてね！

【主に高等学校等に在籍している方へ】

6	アルバイトについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	アルバイト収入の取り扱いについて・・・・・・・・	12
8	高等学校等卒業後の進路について考えよう！・・・・・・・・	13
9	生活保護を受けながら大学等に通える？・・・・・・・・	14
10	大学等への進学に必要な費用は？・・・・・・・・	15
11	進学・就職準備給付金について・・・・・・・・	16
12	高等学校、大学等への進学に費用が不足する場合は？	17
	○ 高等教育の修学支援新制度について・・・・・・・・	19
13	就職するにはどうすればよい？・・・・・・・・	20
14	就職したら生活保護はどうなる？・・・・・・・・	21
15	学校生活などで相談したい場合は・・・・・・・・	22
16	高等学校等への進学に向けた学習支援について・・・・・・・・	23
17	各福祉事務所の連絡先・・・・・・・・	24

1 中学校卒業後の進路について考えよう！

中学校卒業後は、どのような進路があるのでしょうか？

世の中にはたくさんの仕事があり、経験や資格を必要とする仕事もあります。「どんなことを学びたいか」、「どんな仕事がしたいか」、みなさんの夢をかなえるために、高等学校等進学について考えてみましょう。

全日制高校

- ・普通科
- ・専門学科
- ・総合学科

3年間！

平日週5日で1日約6時間勉強する学校

定時制高校

- ・普通科
- ・専門学科

3～4年間！

午前中・午後・夕方に始まる学校

特別支援学校

- ・高等部

障害の種類によらず、一人ひとりの個性に応じて自立に向けた知識を勉強できる学校

3年間！

高等専修学校

社会で役に立つ実践的な職業訓練を受け、様々な分野のスペシャリストを養成する学校

1年以上

(卒業資格は3年以上)

通信制高校

- ・普通科

自宅学習・レポート・スクーリングで高等学校の卒業資格が取れます。

3～4年間！

高等専門学校

技術者の養成を目的とする学校

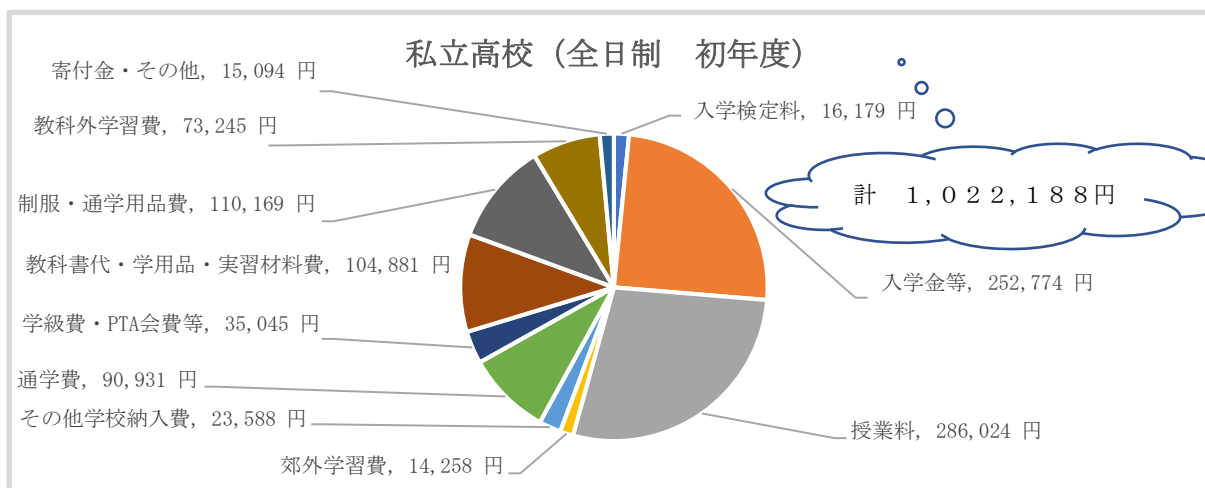
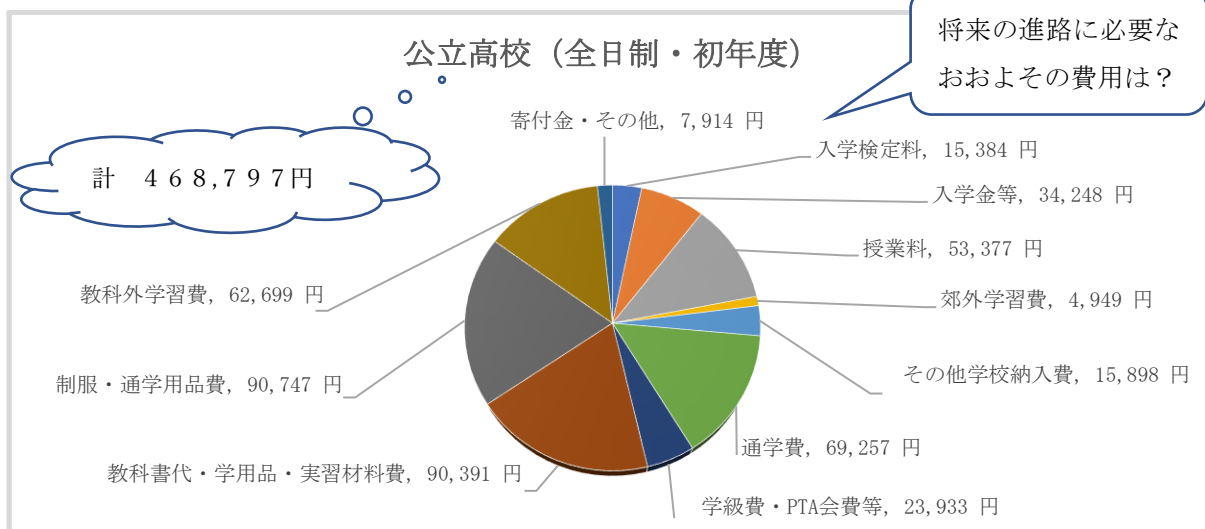
5年間！

※ 高等学校に進学した場合は、生活保護費から高等学校等の進学等に必要となる費用（支給限度額あり）が支給されますので、詳しくはP.7を参照してください。

2 進学に必要な費用は？

高等学校等への進学にはどれくらい必要か解説します。

○高等学校等の場合 ※学校・課程により金額が異なりますのでご注意ください。



(参考)「令和3年度子どもの学習費調査の結果について」

● 高等学校等進学に関する支援制度について（重要） ●

○公立・私立高等学校共通

- ① 高等学校等就学支援金：授業料を国が負担する制度
- ② 奨学のための給付金：授業料以外の教育費（教材代等）を支給する制度

○私立高等学校のみ

- ① 大阪府授業料無償化制度：授業料の負担を軽減するため、私立高等学校等授業料支援補助金を交付する制度

これらの制度について、在学する学校から案内されますので、手続を行ってください！

- ・ 大阪府では、高等学校の授業料は実質無償化されています。
- ・ 学校によっては授業料を一旦納付しなければならない場合がありますので、学校に相談が必要です。公立高校は授業料を納付する必要はありません。（全額高等学校修学費で賄われます。）

3 高等学校等就学費について

生活保護には、高校進学・在籍者に支給できる高等学校等就学費という支援があります。高等学校等に進学・通学にあたり必要な制服代、通学用カバン、教科書代、通学定期券等の購入に要する費用を支給できる制度で、内容は以下のとおりです。

(全日制)

令和6年4月基準

種類	基準額	内容	必要書類
入学考査料	入学考査料相当額 (1回 30,000円以内)	原則、2回目までの入学考査料を支給	領収書
入学料	5,650円	都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額	合格通知 入学のしおり
入学準備金	87,900円以内	学生服、通学用カバン、靴など (学校指定用品等の購入経費)	合格通知 入学のしおり
基本額	5,300円(月額)	学用品・通学用品	合格通知(新1年) 在学証明書 (2, 3年)
学級費	月額 2,330円以内	学級費、生徒会費、 PTA会費	
教材費	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額	教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器購入費 (全生徒が必ず購入しているもの)	入学のしおり (新1年) 教科書購入リスト (2, 3年)
交通費	通学に必要な最小限度の額	・通学にかかる電車やバスの定期代等 ・通学に必要な自転車の購入費用や駐輪場代等	定期券のコピー 見積書 駐車場の契約書
学習支援費	年額 84,600円以内	クラブ活動費等を対象とした経費	金額が確認できる書類

※ 上記の入学料は全日制を基準としており、定時制・通信制の場合は異なります。

※ 公立・私立高等学校とも基準額分を限度とした支給になります。(基準を超える分は自己負担) 学校により必要となる金額は異なりますので、事前に確認をお願いします。

※ 購入後は必ず領収書を提出してください。

※ 正規の就学年限に限り支給されます。(留年により再入学の場合は相談ください。)

※ 生活保護を受給している場合、授業料は実質無償となります。(高等学校等就学支援金等で賄われます。)

4 高等学校等就学費申請手続きについて

— 初年度申請の流れ —

1 高等学校等に合格すれば、保護変更申請書に合格通知書と必要書類を添えて福祉事務所の担当員に提出する。



2 福祉事務所で高等学校等就学費の支給決定（支給日は、通知書によりお知らせします）



3 購入後、領収書を担当員に提出。（必ず提出をお願いします。）

※ 上記の支給方法は事前払いの例を記載しましたが、これ以外に自身の手持ち金で必要な費用を負担した後、領収書を福祉事務所に提出していただき、後日支給する方法があります。**詳細は担当員にご相談ください！**

注意しよう！

- ① 進学、在学の確認を行います
入学前は合格通知書を提出。それ以降は在学証明書（又はそれに準ずるもの）の提出をお願いします。
- ② 高等学校等就学費で支給されないもの
修学旅行費、学習支援費を活用しても不足するクラブ活動費、大学等進学にかかる費用、学習塾代は高等学校等就学費から支給されません。ただし、アルバイト等で得た収入から控除できる場合がありますので、詳細は担当員にお問い合わせください。
- ③ 納付期限に注意
入学準備金は入学前に必要になりますが、学校が指定する納付期限によっては、高等学校等就学費の支給が間に合わない場合があります。そのため、計画的に貯金等をしておいてください。**（7月以降の申請は、原則支給できません。）**

5 学習支援費（クラブ活動費等）について

中学や高校でクラブ活動等を行う場合、学習支援費の支給が可能ですので、担当員にご相談ください。

なお、クラブ活動以外でも地域住民や生徒等の保護者が密接に関わり行われる活動やボランティア活動でも認められる場合があります。

1 基準額（年間上限額、令和6年4月現在）

中学生 1学年あたり 59,800円以内

高校生 1学年あたり 84,600円以内

2 申請手続 必要な金額がわかる学校からの書類やチラシを持参（先に金額が分からない場合は、購入後に領収書などで金額を確認し支給します。）

3 その他

学習支援費の支給できる範囲を超えて、クラブ活動等に要する費用を要する場合、本人のアルバイト収入からこれらの費用を控除できます。詳しくは、担当員にご相談ください。

《支給対象となる費用》

① 運動部で使うもの

グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバッグなどの購入費

② 文化部で使うもの

楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に伴う衣装代、料理に伴う道具一式などの購入費用

③ 消耗品類

競技用アンダーウェア・靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用（ただし、スポーツドリンクなどの食料品を除く。）

④ その他

部費
クラブ活動に伴う交通費
大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む）
合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）

6 アルバイトについて

高等学校に進学後、アルバイトをされる方もいると思います。

アルバイトを始めたら、保護者に報告のうえ、必ず担当員に報告し、毎月、アルバイト収入の申告が必要です。

アルバイト収入について

- 生活保護費は、世帯の人数や年齢により決められている最低生活費と世帯の収入を比較して足りない分を支給しています。そのため、収入がある場合は、その額に応じて保護費を変更する必要があります。
- アルバイト収入は申告のあった額をそのまま保護費から差し引くのではなく、必要経費（交通費、所得税など）が認められ、また、基礎控除、20歳未満控除があり、これらの控除分は手元に残ります。
- また、アルバイト収入を高等学校等に要する費用や大学等進学などの将来の自立に向けた費用に使う場合、収入とみなさない取り扱いもできます。
- ただし、担当員に報告しなかった場合は、上記の取り扱いができず、アルバイト収入全額に相当する過払いとなった保護費を返還してもらう場合がありますので、忘れずに申告をお願いします。

修学旅行費、クラブ活動費の不足分、大学等進学に要する費用などは、事前に相談することで、アルバイト収入について収入とみなさない取り扱いが可能です。

○ 高等学校等に要する費用にアルバイト代を使いたい！

- 私立高等学校の授業料に不足する費用
- 修学旅行に必要な費用
- クラブ活動に必要な費用（学習支援費では賅えない分に限る。）
- 参考書の購入費用
- 学習塾へ通う費用 など

○ 将来の自立のために、アルバイト代を貯金したい！

高等学校等を卒業後の進路が具体的に決まっている場合、それに必要な費用にアルバイト代を充てることができます。

- 大学に進学するための入学金・前期授業料・施設設備費や実習費などの一般的に事前に納入が必要な費用、受験料、受験に必要な交通費・宿泊費等
- 就労し自立に繋がる資格の取得が可能な専修学校、各種学校の入学金等
- 自動車運転免許など、就労に繋がる技能習得に必要な費用
- 就職活動に要する費用
- 就労や就学に伴う転居に要する費用

アルバイトを始めたらず必ず申告を！

- 生活保護を受給している方は、高校生や未成年者であっても収入の申告義務があり、申告しなかった場合、保護の不正受給となり、収入があった期間に支給した保護費を返還いただくことになります。
- 正しく申告すれば、控除などで、一定の金額が手元に残ります。
- また、将来の自立に向け、大学等進学や資格取得の費用などの貯蓄も可能となります。
- 生活保護費は世帯を単位として金額を決定しますので、**あなたのアルバイト代も生活保護費を決定するためには申告が必要になります。**
- **高校生等のアルバイト収入も世帯の最低生活費から差し引かれます！**
そのため、収入の使い方は必ず保護者に相談してください。

必ず申告しましょう！

7 アルバイト収入の取り扱いについて・・・

例えば、1か月のアルバイト代が、50,000円だったとき、生活保護費の計算は以下のようになります。

○ 収入額	50,000円	} 手元に残るお金！
○ 基礎控除額	18,400円	
○ 20歳未満控除額	11,600円	

$$50,000円 - 18,400円 - 11,600円 = 20,000円$$

(アルバイト代) (基礎控除額) (20歳未満控除額) (収入として差し引く額)

- アルバイトを開始する前、世帯全員の生活費

生活保護費 (15万円)

生活保護費は減りますが、世帯の生活費は増えます！

- アルバイトを開始した後、世帯全員の生活費

生活保護費 (13万)

収入
(2万円)

手元に残るお金
(3万円)

アルバイト代

また・・・

「修学旅行」、「クラブ活動の不足分」、「大学等への進学に要する費用など」、「将来の自立に向けた自動車運転免許を取得のための費用」など卒業後の進路が具体的に決まっている場合に、それに必要な費用について、収入とみなさない取り扱いができます。

(例) 大学等への進学に向けて、20,000円を貯蓄する場合

必ず福祉事務所に
事前相談が必要！

50,000円のアルバイト収入に基礎控除、20歳未満控除を適用すると、20,000円になります。(上記を参照)ここから貯蓄を認めることができますので結果、保護費から差し引く収入がなくなることになります。

上記の生活保護費の計算で言えば、生活保護費が15万円、収入0円、手元に残るお金5万円(内2万円貯蓄)となります。

8 高等学校等卒業後の進路について考えよう！

高等学校等卒業後は、大学や専門学校等への進学、就職など様々な選択肢が考えられます。

人生で大きな選択をするタイミングですので、自分が将来どんなことをしたいか、そのためにはどんな道に進むのがよいか、じっくり考えてみてください。

大 学

教養教育と専門的な学問を学ぶための学校。

企業によっては、大学卒業程度を要件にしていることもあります。

短期大学

教養教育や専門的職業の養成コースがある学校があります。

専修学校

(専門課程・一般課程)

職業教育や専門的な技術教育を学ぶことができ、さまざまな分野のスペシャリストをめざせます。

就 職

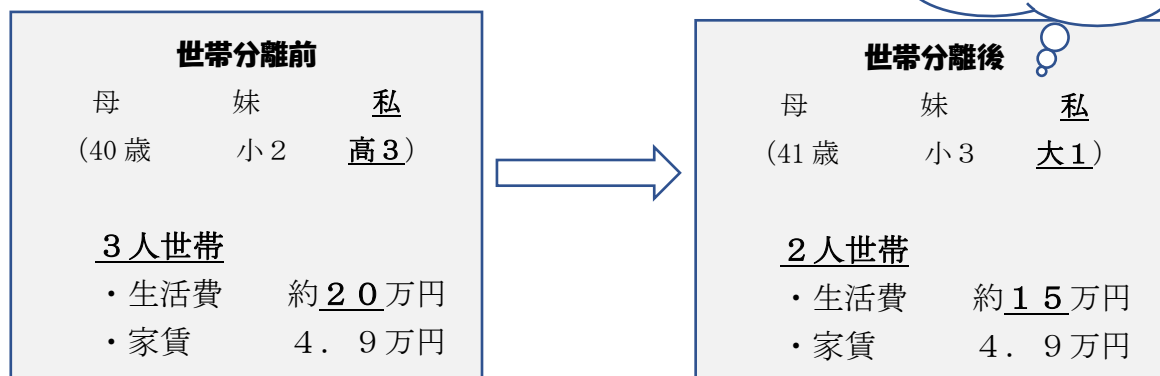
スーパーの店員、介護・医療関係、モノづくり系などさまざまな仕事があります。どれも私達の生活を支える大切なものですので、どんな仕事があるか、一度調べてみてください。

大学入試は、概ね7月頃に入学に関する案内が各学校から公表されます。必ず、内容の確認を！

進路を考える際は、一人で悩まず、進路指導は担任の先生、保護者にも相談しましょう！

9 生活保護を受けながら大学等に通える？

【世帯分離前後の生活費の変化】



母、妹、私の3人世帯で私が世帯分離になると、3人で暮らしていても生活費は母と妹の2人分で計算されるため、生活保護費は3人分から2人分になります。ただし、家賃は大学等進学による世帯分離の間は3人分の基準で支給します。

Q 生活保護を受けながら大学や専門学校に進学できるのか

A 大学等に進学し、引き続き自宅で生活を送る場合は、生活保護の対象から外れることとなります。これを「世帯分離」と言います。

Q 何が変わるのか

A 世帯分離になると家族と一緒に住みながら大学等に通うことはできます。また、同居の家族は引き続き、生活保護が受けられますが、大学生等分の保護費が支給されなくなります。また、住宅費は、世帯分離となった方の人数を含めて、保護の基準額の範囲内で支給できますが、それ以外の生活費や学費等は、奨学金やアルバイト等で準備する必要があります。なお、アルバイト収入の申告は原則、不要です。

Q 病院はどうすれば？また、年金は？

A 生活保護の対象外になりますので、国民健康保険等への加入、また、医療にかかる場合は、医療費の支払も必要になります。

また、年金については、20歳になると加入が必要となりますが、学生納付特例制度の手続により、納付を猶予できます。

Q 就職した場合の取り扱いは？

A 就職後、家族と一緒に生活する場合、世帯分離は認められません。そのため、働いて得た給料は、世帯の収入として収入認定します。この場合、保護費が減額となりますので、給料を家族の生活費にあてる必要があります。

10 進学にかかる費用はどのくらい？

大学等への進学には、どれくらいの費用が必要でしょうか。参考にご紹介します。

国立大学

初年度に必要な費用は約82万円！

授業料	535,800円
入学料	282,000円
施設設備費	—
その他	—

公立大学

初年度に必要な費用は約93万円！

授業料	536,363円
入学料	391,305円
施設設備費	—
その他	—

私立大学（文化系）

初年度に必要な費用は約127万円！

授業料	815,069円
入学料	225,651円
施設設備費	148,272円
その他	83,445円

私立大学（理系）

初年度に必要な費用は約170万円！

授業料	1,136,074円
入学料	251,029円
施設設備費	179,159円
その他	123,762円

専修学校（文化系）

初年度に必要な費用は約126万円！

授業料	693,000円
入学料	179,000円
実習費	121,000円
設備費	199,000円
その他	62,000円

その他に教材代が必要

注意

**ここで紹介した費用はあくまで目安
ですので、行きたい進学先が決められ
ば、必ずウェブサイトなどで費用を
確認してください！**

- 大学等により、授業料や入学金の免除制度があるので、条件や内容を調べてみよう！
- 高等教育の修学支援新制度を利用すれば、給付型奨学金や授業料、入学金の免除・減額が受けられる場合があります。（詳細はP.19参照）

11 進学・就職準備給付金について

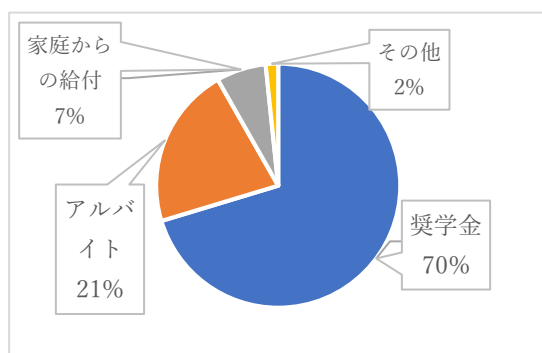
大学等への入学試験に合格し、進学先が決まると、新生活の準備が必要になります。そのための費用として、「進学・就職準備給付金」を支給します。制度の概要は以下のとおりですので、該当する場合は、担当員にご相談ください。

対象者	： 高等学校等を卒業した後直ちに大学等への進学者	
対象となる進学先	： 大学、短大、専修学校専門課程（専門学校）、職業能力開発大学校の専門課程、水産大学校、海上技術大学校、国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等	
支給額	： 自宅から通う場合（世帯分離となる方）	10万円
	： 自宅から引っ越しして通う場合	30万円
申請時期	： 合格後に入学手続を開始した日以降	
申請に必要な書類	： 進学・就職準備給付金支給申請書、入学手続に着手していることが確認できる書類、通学する者の通帳口座の写し	

（参考）大学生生活でかかる生活費について

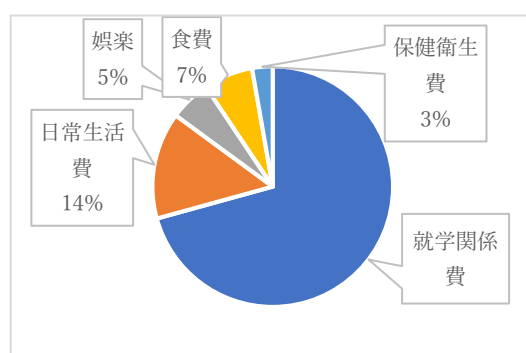
平成28年度に大阪府堺市において、生活保護世帯に属する大学生等に対する生活実態調査が行われ、調査結果がウェブサイト公表されています。それによる学生の収入状況と学生生活費（学費と生活費の合計）は以下のとおりです。

学生の収入状況



・家庭からの給付	117,600円
・奨学金	1,278,200円
・アルバイト	388,100円
・その他	26,800円
合計	1,810,700円

学生生活費の状況



就学関係費	1,279,500円
食費・住居・光熱費	120,100円
保健衛生費	36,600円
娯楽、嗜好品	129,700円
その他の日常費	134,200円
合計	1,700,100円

※ 就学関係費・・・授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費

12 高等学校、大学等への進学に費用が不足する場合は？

－奨学金制度や助成・貸付制度について－

生活保護制度で支給される費用で賄えないもの、例えば、入学金・修学に必要な費用はどうすれば？そんな場合に活用できる助成・貸付制度、奨学金制度について説明します。

ここには概要のみ記載していますので、分からないことがあれば、ウェブサイトを確認するか、学校の担任の先生、福祉事務所の担当員にご相談してください。

1 高等学校等関係

名称	概要	給付上限額	申し込み時期・方法
高等学校等就学支援金制度	国による授業料支援の仕組み。高校等(高専、高等専修学校含む)に在学する日本国内に住所を有する方が対象	支給額 公立 全日制 118,800 円 私立 全日制 支給上限 396,000 円(所得に応じ支給額が異なる) ※ 定時制・通信制の場合、支給額が異なる。	学校窓口を通じて、大阪府へ申請(7月) ※ 申請には保護受給証明書が必要なので、担当員に相談すること。
高等学校等就学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金制度	給付額(年額) 生活保護受給世帯 公立 32,300 円(全日・定時制) 私立 52,600 円(全日制)	
大阪府私立高等学校等の授業料無償化制度	国の就学支援金制度とあわせて大阪府独自の私立高等学校授業料支援補助金を交付し、授業料負担を軽減(無償又は一部負担)	国の就学支援金、大阪府の授業料支援制度、両方の申請が必要。 保護者の所得、子どもの人数に応じて、令和6年度入学者は最大で60万円補助、令和7年度入学者は最大で63万円補助。 令和8年度以降の入学者は、保護者の所得、子どもの人数に関わらず授業料が無償となる予定。	学校窓口を通じて大阪府へ申請 ※ 申請には保護受給証明書が必要なので、担当員に相談すること。

2 奨学金等

名称	概要	貸付額	申し込み時期・方法
大阪府育英会(入学時増額奨学資金・奨学資金) (貸付)	高等学校等への入学時に必要な経費の支払のため、入学前に貸付するもの	国公立：50,000円以内 私立：250,000円以内 ※ 無利子	予約募集：中学3年生の秋頃(9月頃)に申込。(応募は在学中の学校経由)
大阪府育英会(奨学資金) (貸付)	高等学校等の授業料その他必要な経費の支払のため、在学時に貸付するもの	国公立：授業料実質負担額+10万円以内 私立：24万円以内	高等学校等進学(進級)後、4月中旬頃～5月上旬頃で各学校が定める期間
日本学生支援機構(貸付) ※ 給付型については次ページ参照のこと。	大学等の授業料、修学に必要な費用の経費にかかる国の貸付金。 ・第1種は利子なし ・第2種は利子あり	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)また、自宅、自宅外により金額は異なるので、日本学生支援機構のウェブサイト参照のこと。	予約募集 ⇒高等学校3年生時 大学在学時の募集 ⇒4月から 窓口：在学する学校
生活福祉資金 教育福祉資金 (貸付)	大阪府内に居住し、他から融資を受けることが困難な低所得世帯への貸付資金	教育支援費 高等学校 35,000円以内 高専・短大 60,000円以内 大学 65,000円以内 就学支度費(入学時) 500,000円以内	合格後の申込が必要。 窓口：東大阪市社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金 (貸付)	ひとり親家庭、寡婦が対象。高等学校、大学等への入学時の経費や在学時の経費に充てるための貸付資金	私立・自宅通学・1年生の場合の貸付限度額(国公立、自宅外通学、他学年はウェブサイト参照) ○修学資金(月額) 高等学校 45,000円以内 短期大学 93,500円以内 大学 108,500円以内 ○就学支度資金(入学時) 高校・高専 410,000円以内 短大・大学 580,000円以内	修学資金、就学支度費とも福祉事務所子育て支援係の父子母子自立支援員が窓口で、事前相談が必要。
東大阪市入学準備金	市内在住の方で、高等学校、大学等への進学時に準備金として一時金を貸与する貸付金(所得に応じた選考あり)	大学等：500,000円 高校等：250,000円 ※ 無利子	秋(大学等区分のみ9月頃)と冬(12月頃)を予定。在学中の学校を通して出願

○ 高等教育の修学支援新制度について

経済的な理由により、進学をあきらめることがないように、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が始まりました。

生活保護を受給中の方は、この制度の対象となっており、授業料免除又は減額や給付型奨学金が受けられ、大学等への進学を考えやすくなります。

【高等教育の修学支援新制度の概要】

対象となる学校	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
支援内容	授業料等減免制度、給付型奨学金の支給拡充
支援対象者（学生）	住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯の学生

【授業料等減免】

国又は自治体による要件確認を受けた大学等が、以下の上限まで授業料等の減免を実施。

減免に要する費用は公費から支出

- ・ 授業料等減免の上限額（年額 住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

【給付型奨学金】

日本学生機構が各学生に支給。学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

- ・ 給付型奨学金の給付額（年額 住民税非課税世帯）

国公立 大学・短大・専門学校	自宅生 約35万円	自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円	自宅外生 約41万円
私立 大学・短大・専門学校	自宅生 約46万円	自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円	自宅外生 約52万円

【申込時期・方法（給付型奨学金の申込手続）】

予約募集：4から6月頃に高等学校3年生を対象とした予約募集に在学中の学校経由で申込

在学募集：大学等進学（進級）後の4月中旬から5月上旬に在学中の学校経由で申込

13 就職するにはどうすればよい？

仕事ってどのように探せばいい？

高等学校等卒業後、大学等には進学せずに働く場合は、学校の進路指導室で仕事探しを手伝ってもらえます。自分で探すならハローワーク、ジョブカフェ、ウェブサイトの求人サイトで探せます。また、福祉事務所には仕事探しのお手伝いをする就労指導員等も配置していますので、担当員に相談してください。

どんな仕事がある？

人を助ける仕事

医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、救命救急士、ヘルパーなど

自分のセンスを生かす仕事

美容師、理容師、ネイリスト、デザイナー、アパレル販売員など

食に関わる仕事

調理師、料理人、パティシエなど

ICTに関わる仕事

Webデザイナー、プログラマー、ネットワーク技術者など

モノづくりに関わる仕事

整備士、エンジニア、建築士、大工など

スポーツ等に関する仕事

スポーツ選手、ジムのインストラクターなど

教える仕事

教師、保育士、学芸員など

乗り物に関わる仕事

航空管制官、整備士、パイロット、運転士など

動物や自然に関わる仕事

獣医師、漁師、農家、気象予報士など

ここで紹介した仕事以外にも様々な仕事があります。自分の興味のある仕事について、調べてみましょう！

14 就職したら生活保護はどうなる？

1 就職を機に家を出て独立する場合

⇒ 生活保護から外れることとなります。＝自立

職場などの保険に加入していないときは、国民健康保険への加入手続きが必要！

2 就職後も家で家族と一緒に暮らす場合

⇒ 生活保護は世帯の収入の不足分を補うものなので、働いて得た給料を家族の生活にあてることとなります。また、家族全体の収入が国の定める最低生活費よりも多くなった場合、生活保護から自立となります。

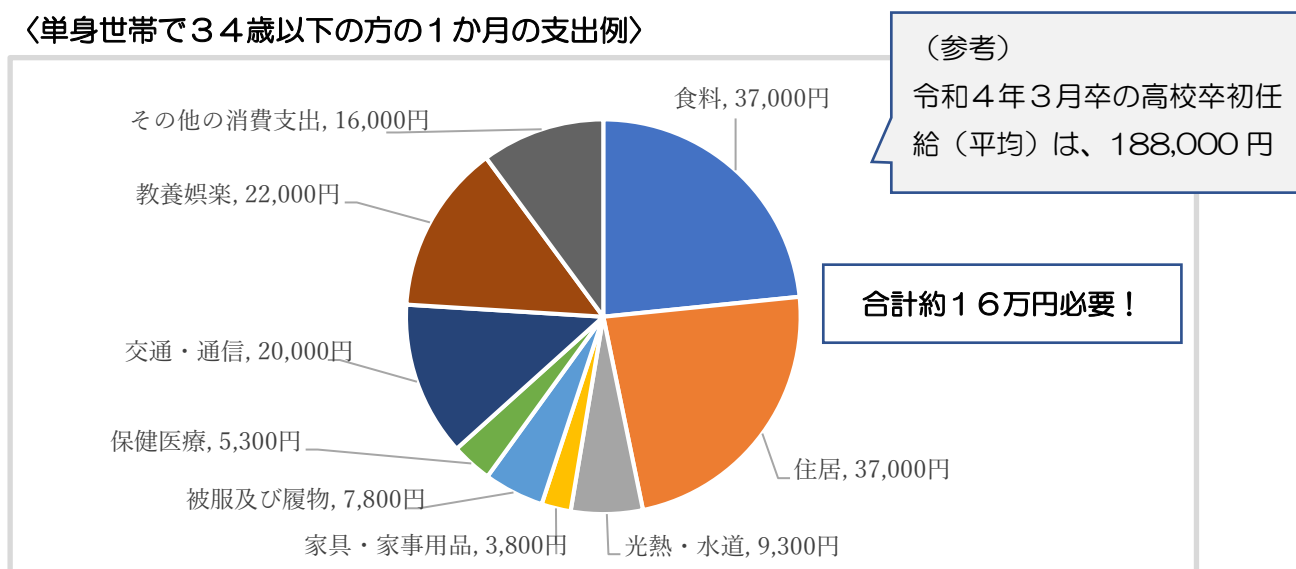
世帯分離にはなりません！

就職して家族と一緒に暮らす場合は、大学や専門学校に進学する場合とは異なり、世帯分離にはなりません。そのため、働いて得た収入については、福祉事務所に申告するとともに、生活費にあてる必要があります。

○ 1ヶ月に必要な生活費はどれくらい？

世帯を離れて1人暮らしをすると必要な生活費やその支出例は以下のとおりです。計画的に生活していくことが大切です。

〈単身世帯で34歳以下の方の1か月の支出例〉



(出典) 総務省統計局家計調査(家計収支編 令和3年次)

16 高等学校への進学に向けた学習支援について

学習支援事業とは・・・

東大阪市内在住の中学生の方（生活保護を受給している方など）に、学習と交流の場を提供し、学習意欲を向上させ、将来への希望をもって進路の選択ができるよう支援することを目的として、「東大阪市がんばる中学生サポート事業」を実施しています。

参加すると下記のような支援を受けることができます！

- ・ 大学生による悩み相談
- ・ 個別進路相談
- ・ 個人にあわせたサポート
- ・ 宿題サポート など

事業の実施について

日 時：週1から2回 18：00～20：15

場 所：東大阪市役所22階、ゆとりーと東大阪

対象者：中学生（生活保護受給中、自立相談支援機関の支援中、子どもすこやか部が支援中で同意があった者など）

人 数：1回あたり20名（参加できる人数に限度があります。）

体 制：事業責任者、学生サポーターが参加

過去に参加されたほとんどの方が高等学校等の進学に結びつきました。また、勉強だけでなく、「クリスマス会」、「お楽しみ会」など季節にあったイベントも行っています。

安心できる場所で、楽しみながら勉強できますので、興味のある方は、福祉事務所の担当員に相談し、ぜひ参加してください！

17 各福祉事務所の連絡先

福祉事務所	住 所	連 絡 先
東福祉事務所 保護課	東大阪市旭町 1 - 1	072-988-6616
中福祉事務所 保護一課 保護二課	東大阪市西岩田 4 - 3 - 2 2 - 3 00 (希来里ビル3階)	072-960-9271 072-960-9272
西福祉事務所 保護課 (一課から四課)	東大阪市高井田元町 2 - 8 - 2 7	06-6784-7696 (代表)

M E M O

(発行元)

東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

東福祉事務所保護課

中福祉事務所保護課 (第一課～第二課)

西福祉事務所保護課 (第一課～第四課)

令和6年 3月 26日発行